

これからどうなる？ 米づくり！

新しい生産調整のポイント



平成19年産の 米づくりから、 変わります！

米の生産
目標数量が
もらえなくな
るの!?

今、具体的に
何をしないと
いけないの？

どこが変わるの？



今までの生産調整の仕組み

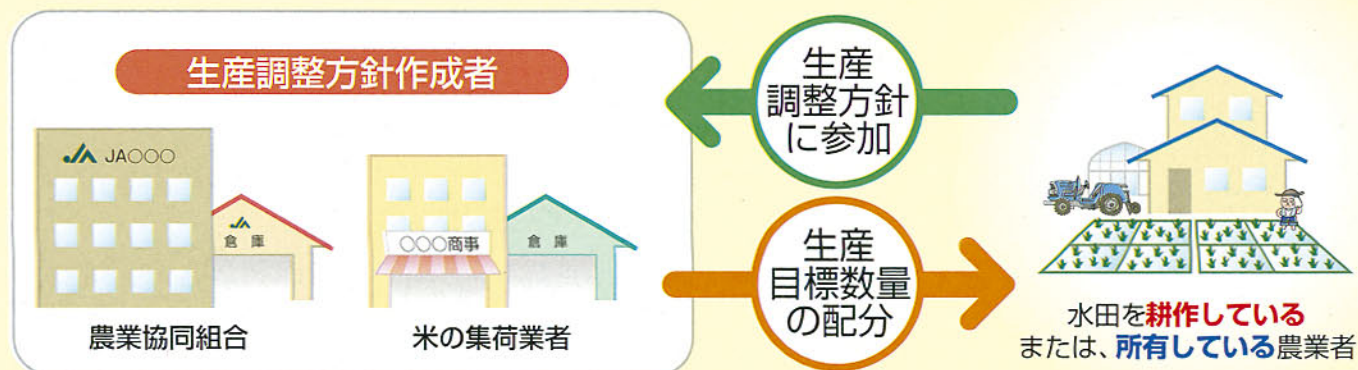
(平成18年産米まで)



農業者の皆さんは、何の手続きをしなくても生産目標数量の配分の通知を受け取ることができました。

これからの生産調整の仕組み

(平成19年産米以降)



- 農業者の皆さんは、**生産調整方針に参加する必要があります。**
- **参加した生産調整方針の作成者から生産目標数量の配分の通知を受け取るようになります。**

農業者の皆さんは、これから平成19年産米の作付けまでに以下のことをする必要があります。

平成18年

10月



12月

どの生産調整方針に 参加するか決めましょう！

- 農業者の皆さんは、農協や集荷業者などが作成した、どこか一つの生産調整方針に参加する必要があります。
- 誰が生産調整方針の作成者になっているかを、市町村に確認してください。(出荷している農協や集荷業者などに確認していただいても結構です。)
- 参加する生産調整方針を決めたら、参加するための手続き、時期について、方針作成者に確認しましょう。

生産調整方針に
参加したいんだけども
どうすりゃいいんだべ？



生産調整方針に参加しないと産地づくり
交付金などの支援策が受けられません。

平成19年

3月頃

生産目標数量の通知

- 参加する生産調整方針の作成者から生産目標数量の配分の通知が届きます！

5月頃

平成19年産の『水稻生産実施計画書』 を提出しましょう！

- 「水稻生産実施計画書」が配布されますので、必要事項を記入して、参加する生産調整方針の作成者に提出しましょう。
- 「参加する生産調整方針作成主体名」の欄に、農協名又は集荷業者名などを忘れずに記載しましょう。

※時期は地域によって
異なります。

このパンフレット「産地づくり通信」は、シリーズで発行していく予定です。次回は、生産調整方針に参加した農業者の皆さんへの支援策について、紹介する予定です。